

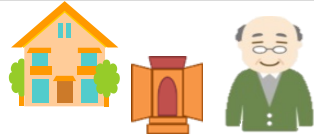
法務局における遺言書の保管等に関する法律について

令和2年（2020年）7月10日施行

○自筆証書遺言に係る現状と課題

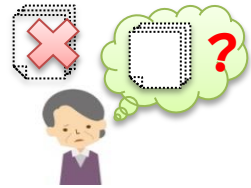
現状

自筆証書遺言に係る遺言書は自宅で保管されることが多い。



問題点

- ・遺言書が紛失・亡失するおそれがある。
- ・相続人により遺言書の廃棄、隠匿、改ざんが行われるおそれがある。
- ・これらの問題により相続をめぐる紛争が生じるおそれがある。



対応策

公的機関（法務局）
で遺言書を保管する
制度を創設

【法務局で保管する利点】

- ・全国一律のサービスを提供できる
- ・プライバシーを確保できる
- ・相続登記の促進につなげることが可能



○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設

遺言者



遺言書

従前は
この方法のみ



仏壇・金庫等で保管

遺言書



検認（裁判所）

他の相続人



死亡後

相続人の一人に遺言書の証明書を交付したり遺言書の閲覧をさせた場合、他の相続人に遺言書が保管されていることを通知

通知

検認不要

遺言書の
証明書



相続開始後に遺言書の
証明書の交付請求・遺
言書の閲覧請求が可能

相続人

新制度

保管の
申請も
可能

法務局（遺言書保管所）



原本保管



画像データ化

効果

遺言書の紛失や隠匿等の防止
遺言書の存在の把握が容易

- ・遺言者の最終意思の実現
- ・相続手続の円滑化

